平成２７年（フ）第２２号
北海道士別市西４条11丁目756番地８
債務者　佐藤紗緒利
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第４６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原前穴持25番地14、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光527番地
債務者　樋口　正彰
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第５１号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字下谷起224番地ジェントル優Ａ棟　２－２号室、旧住所東京都東村山市野口町２丁目23番地４　マーガレットＡ　202
債務者　平松　充臣
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第５２号
岩手県奥州市前沢区字中久保38番地２
債務者　伊藤　弘子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４２６号
埼玉県川越市砂新田２丁目11番地６（ソレイユ11番館202号室）
債務者　栗下　行雄
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８１号
埼玉県富士見市上沢３丁目17番49号
債務者　林　孝二郎
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９６号
埼玉県所沢市旭町18番１号　Ｄ棟
債務者　増田真紀子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３６号
埼玉県入間市宮前町８番22号　ロイヤルハウス203
債務者　齋藤　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２号
京都府京丹後市網野町木津686番地
債務者　柴田　喜雄
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第４９号
北海道滝川市黄金町東１丁目８番24号
債務者　境田　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
北海道滝川市一の坂町東２丁目２番25号ディア・コート101号室
債務者　緒方　優子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
北海道滝川市幸町３丁目１番４号
債務者　高田　　怜
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
北海道帯広市東８条南５丁目15番地　八番館202号室
債務者　目黒　美和
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
盛岡市手代森６地割10番地６　岩手県立療育センター、住民票上の住所岩手県釜石市大字平田第６地割１番地９　釜石市平田第２仮設団地９－２号室
債務者　倉本　勝衞
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１８号
盛岡市東仙北２丁目６番47号
債務者　和山　英子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４３号
群馬県邑楽郡明和町南大島1402番地
債務者　**今**成　孝史
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２３０号
静岡県富士市鮫島336番地の19、前住所静岡県富士市柳島19番地の１　イカイ富士柳島寮Ａ－５号
債務者　平井　利幸（旧姓久保寺）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
静岡地方裁判所富士支部